



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

453 公印の新調

(健康推進課) 1

○ 訓令

*24 和歌山県公印規程の一部を改正する訓令

(総務課) 1

告 示

和歌山県告示第453号

次のとおり公印を新調し、令和7年6月3日からその使用を開始する。

令和7年6月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

公印の種類	寸法 (方ミリメートル)	使用区分	管守責任者	印 影
知事印	15	小児慢性特定疾病 医療受給者証等用	那賀振興局長 有田 振興局長 西牟婁振 興局長 東牟婁振興 局長 海草振興局健 康福祉部長 伊都振 興局健康福祉部長 日高振興局健康福祉 部長 東牟婁振興局 健康福祉部串本支所 長	

訓 令

和歌山県訓令第24号

庁 中 一 般

各 地 方 機 関

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年6月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令

和歌山県公印規程（昭和42年和歌山県訓令第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前			
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）			
種類	形状	寸法（ミ リメート ル）	管守責任者		種類	形状	寸法（ミ リメート ル）	管守責任者

知事印	正 方 形	27・15	総務課長 那賀振興局長 有田振興局長 西牟婁振興局長 東牟婁振興局長 海草振興局健康福祉部長 伊都振興局健康福祉部長 日高振興局健康福祉部長 東牟婁振興局健康福祉部串本支所長	知事印	正 方 形	27・15	総務課長
	〃	27	海草振興局長 伊都振興局長 日高振興局長 各振興局建設部長 海草振興局建設部海南工事事務所長 公営競技事務所長 和歌山下津港湾事務所長		〃	27	各振興局長 海草振興局健康福祉部長 伊都振興局健康福祉部長 日高振興局健康福祉部長 東牟婁振興局健康福祉部串本支所長 各振興局建設部長 海草振興局建設部海南工事事務所長 公営競技事務所長 和歌山下津港湾事務所長
略				略			

附 則
この訓令は、公布の日から施行する。